

農業経営における主な税制・補助金の活用（前篇）

中小企業診断士
高村 真和

農業生産基盤強化のために、国は従来の個人経営から法人経営への移行を推進しており、農業法人と担い手農家向けの税制・補助金を大幅に拡充しています。今回は、規模拡大や生産基盤を強化するために機械、設備等を導入する際に活用可能な支援措置の中から、「①中小企業等経営強化法に基づく支援措置」②「中小企業投資促進税制」③「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」を取り上げます。

① 中小企業等経営強化法に基づく支援措置

1. 対象者と要件

(1) 対象となる農業者
青色申告をしている、①および②が対象です。

① 常時使用する従業員数が1000人以下の個人
② 資本金または出資金の額が1億円以下の法人（農事組合法人は対象外）

表1. 中小企業等経営強化法に基づく支援措置について

1 対象となる農業者	常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 資本金または出資金の額が1億円以下の法人*
2 特例内容	法人税・所得税について即時償却または10%の税額控除*が適用 (税額控除は資本金3,000万円超の中小法人の場合7%) ※税額控除は税額の20%が上限となります。
3 対象となる機械・設備	160万円以上の機械装置 30万円以上の器具備品・工具 60万円以上の建物附属設備 70万円以上のソフトウェア を2021年3月末までに取得する場合に活用可能
4 要件	以下の2つのいずれかの要件を満たした上で、「経営力向上計画」を作成し、地方農政局等において認定を受けることが必要 要件1 ●旧モデルに比べ生産性が年平均1%以上向上する機械等であること ●メーカー等を通じて、工業会等が発行する証明書を入手すること 要件2 ●年平均の投資利益率が5%以上であること ●投資利益率が5%以上であることについて、経済産業局が発行する確認書を入手すること ※【要件1】の場合、工具については測定工具、検査工具のみ、ソフトウェアについては情報収集・分析・指示機能を有するもののみが対象となります。

① 常時使用する従業員数が1000人以下の個人
② 資本金または出資金の額が1億円以下の法人（農事組合法人は対象外）

(2) 特例内容
法人税・所得税について、即時償却または10%の税額控除（注）が適用となります（税額控除は資本金3000万円超の中小法人の場合7%）。
（注）税額控除は税額の20%が上限となる。

(3) 対象となる機械・設備
①から④を、2021年3月末までに取得する場合に、活用が可能です。

(4) 要件
以下の要件2つのいずれかを満たした上で、「経営力向上計画」を作成し、地方農政局等に

おいて認定を受けることが必要です。

【要件1】
①旧モデルに比べ生産性が年平均1%以上向上する機械等であること
②メーカー等を通じて、工業会等が発行する証明書を入手すること
【要件2】
①年平均の投資利益率が5%以上であること
②投資利益率が5%以上であることについて、経済産業局が発行する確認書を入手すること

※【要件1】の場合、工具については測定工具、検査工具のみ、ソフトウェアについては情報収集・分析・指示機能を有するもののみが対象となる。

2. 必要な手続き【要件1】の場合

(1) 証明書の入手
取得を検討している機械、設備が要件を満たすこと（一定期間内に販売された旧モデルと比較して生産性が年平均1%以上向上している設備であること）

(2) 証明書の取得
農林水産省（地方農政局等）から認定を受けた後、機械・設備を取得します。

(3) 税務申告
税務申告に際して経営力向上計画の申請書および認定書の写しが必要となります。

② 中小企業投資促進税制

(1) 対象となる農業者

前述の「中小企業等経営強化法に基づく支援措置」と同様ですが、農事組合法人も対象となる点が異なります。

(3) 対象となる設備等

①から④を、2021年3月末までに取得する場合に活用が可能です。

① 160万円以上の機械装置
② 3.5トン以上の普通貨物自動車（トラック等）（貨物運送用に限る）
③ 120万円以上の測定工具、検査工具
④ 70万円以上のソフトウェア

表2. 中小企業投資促進税制について

1 対象となる農業者	常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 青色申告をしている 資本金または出資金の額が1億円以下の法人
2 特例内容	法人税・所得税について30%の特別償却または7%の税額控除が適用 (税額控除は個人および資本金3,000万円以下の法人のみ選択可能) ※税額控除は税額の20%が上限となります。
3 対象となる設備等	160万円以上の機械装置 3.5トン以上の普通貨物自動車 (トラック等) (貨物運送用に限る) 120万円以上の測定工具、検査工具 70万円以上のソフトウェア を取得する場合に活用可能 ※2021年3月末までに取得した設備が対象となります。

③ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

(1) 対象となる農業者

前述の「中小企業投資促進税制」と同様です。農事組合法人も対象となります。

(4) 要件

② 60万円以上の建物附属設備
アドバイス機関（商工会、農協等）から経営改善に関する指導・助言を受けた旨を明らかにする書類（本税制措置を活用して行う設備投資等により、年2%以上の売上高または営業利益の伸びが達成できると見込まれることを明記（2019年度から要件化））の交付を受ける必要があります。

表3. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について

1 対象となる農業者	常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 青色申告をしている 資本金または出資金の額が1億円以下の法人
3 対象となる設備等	30万円以上の器具・備品 60万円以上の建物附属設備 ※2021年3月末までに取得した設備が対象となります。
4 要件	アドバイス機関（商工会、農協等）から経営改善に関する指導・助言を受けた旨を明らかにする書類（本税制措置を活用して行う設備投資等により、年2%以上の売上高または営業利益の伸びが達成できると見込まれることを明記（2019年度から要件化））の交付を受ける必要があります

今回紹介した3つの支援措置の相違点

いずれの支援措置も個人の担い手農家、農業法人が活用可能な支援措置です。相違点は、中小企業等経営強化法に基づく支援措置は、農事組合法人が対象外となっている点です。

中小企業等経営強化法のみ、法人税所得税について即時償却または10%の税額控除（税額控除は資本金3000万円超の中小法人の場合7%）が適用できます。その他の支援措置は30%の特別償却または7%の税額控除です。

また、中小企業等経営強化法は、対象となる機械・設備の範囲金額も大きくなっています。一方で、中小企業投資促進税制の対象である3.5トン以上の普通貨物自動車（トラック等）は対象外です。

まとめ

中小企業等経営強化法に基づく支援措置は特例内容が大きいものですが、生産性の向上を前提とした事業計画の策定が必要です。自然相手の農業分野において機械、設備等の導入だけで年間を通じて一定以上の生産性の向上を実現させるのは簡単ではありません。

今回紹介したように国は複数の支援措置を用意していますので、農業者の経営形態、経営規模に合わせ、それぞれの経営実態に合致した制度を無理なく有効に活用したいところです。

（参考）農業経営に使える税制・融資補助金について
2019年度版 農林水産省

問合せ先

農林水産省経営局経営政策課
TEL 03-6774-0575
経営力向上計画の申請方法等についての問い合わせ先
TEL 03-3550-11957

※個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせは直接申請先機関にお問い合わせください。